

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

「食」は、人間が生きていく上で基本的な営みの一つであり、心身ともに健康な生活を送るためには健全な食生活は欠かせないものです。また、「食」は人に生きる喜びや楽しみを与え、家族や友人、知人とのつながりを深める等、心豊かな暮らしの実現に大切な役割を担っています。

胎内市では、平成24年3月に「胎内市食育推進計画」、平成29年3月に「第2次胎内市食育推進計画」を策定しました。「ふるさとの恵みに感謝！食で育む元気なからだ 豊かなところ」を目指す姿とし、「健康につながる食生活の確立」「地産地消の推進と食の安全性の確保」「食文化の伝承・発展」「食を取り巻く環境問題への取組」「人づくり・市の活性化」という5本柱を基本方針として、関係者が連携して取り組んできました。

第2次計画策定から5年が経過し、小中学生の朝食摂取率が増加、食事のあいさつができる子どもの割合の増加、食育の認知度の増加などに対して、一定の効果が得られました。しかし、依然として、若い世代の朝食摂取率の低さ、園児・小学生・中学生の肥満者の割合が多いこと、成人期の肥満者が多いことなど健康面での課題などが見受けられます。また、健康面だけではなく、地域の豊かな食を推進していくことや、食品ロスを少なくして、食を持続可能なものにしていくことにも引き続き取り組んでいく必要があります。

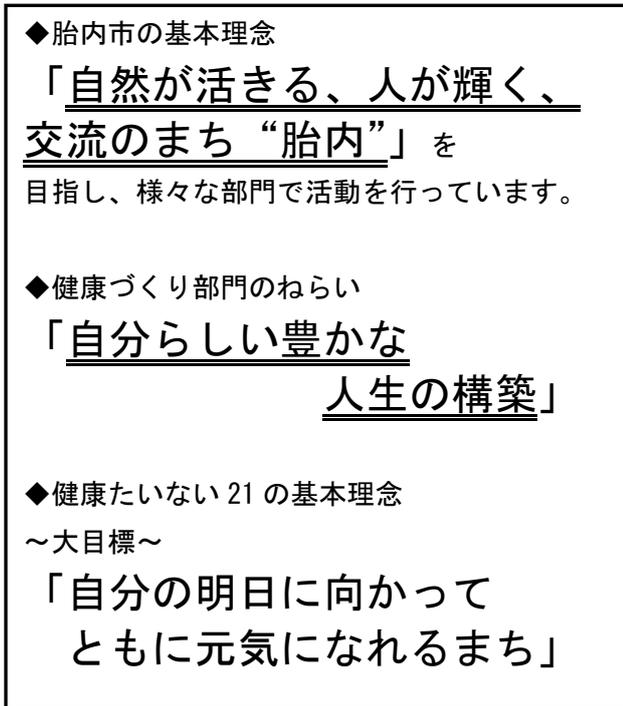
新型コロナウイルス感染症の影響により、調理や共食をとおした食育活動は大きな制限を受けている状況です。一方で、コロナ禍によって在宅時間が増加したことにより、自分自身の生活習慣や食生活を改めて見つめなおす機会にもなっています。

このような市の現状や、国や県の食育計画の改定内容、様々な社会情勢を踏まえ、ここに第3次胎内市食育推進計画を策定します。

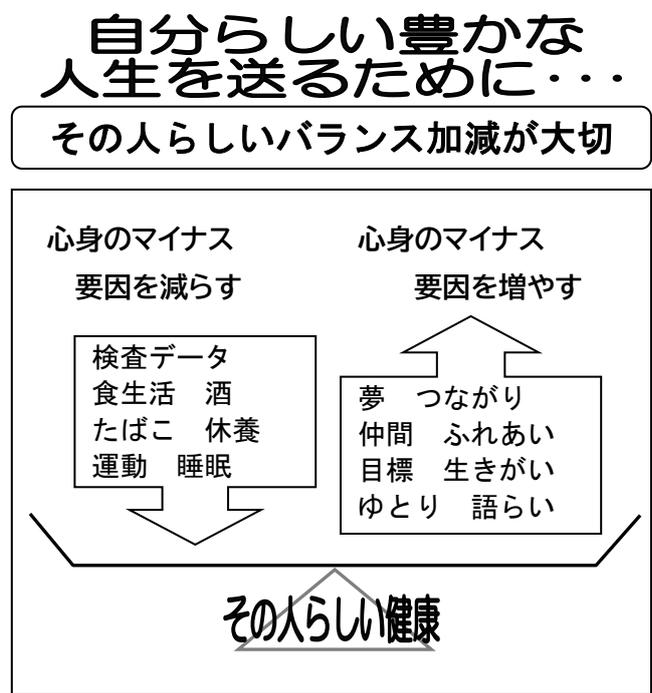
2 基本理念

胎内市の基本理念である「自然が生きる、人が輝く、交流のまち“胎内”」を目指し、市では健康づくりのゴールを「その人らしい豊かな人生の構築」としました。(図表1) 病気にならないように、「病気ゼロ」だけを目指とするのではなく、たとえ病気があっても元気に過ごせるように『心身のマイナス要因を減らす』といった疾病対策と、『心身のプラス要因を増やす』といった元気対策を、その人にあったバランス加減を大切にしながら総合的な健康づくり事業を実施しています。(図表2)

図表 1



図表 2



病気と元気の関係の図 健康たいない21より

計画の策定にあたっては、関係各課の庁内推進会議を重ね、第2次計画の評価及び課題の整理を行い、胎内市食育推進ネットワーク会議、胎内市健康づくり推進協議会等から審議していただきました。

本計画の基本理念は引き続き「食を通して健全なからだと豊かなこころを育む」とし、キャッチフレーズや5つの基本方針もこれまでと同様のものを掲げ、第3次計画でも継続した取り組みを推進していくこととします。

第3次胎内市食育推進計画 推進体系図

基本理念

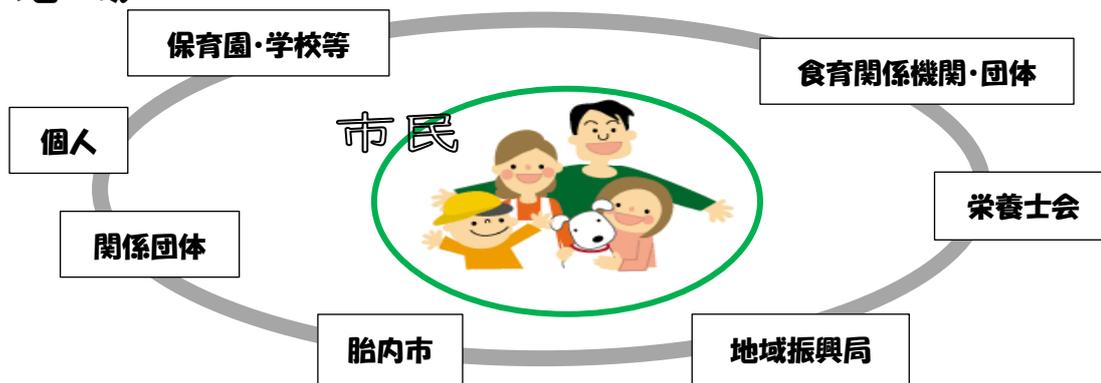
「食」を通して 健全なからだと
豊かなこころを育む

～ キャッチフレーズ ～
ふるさと胎内の恵みに感謝！食で育む元気なからだ
豊かなこころ

大目標

健康寿命の延伸のため、子どもから高齢者まで食について関心を持って食を選択する力を身につけ、適切な食生活を実践する人を増やす

地域



5つの基本方針

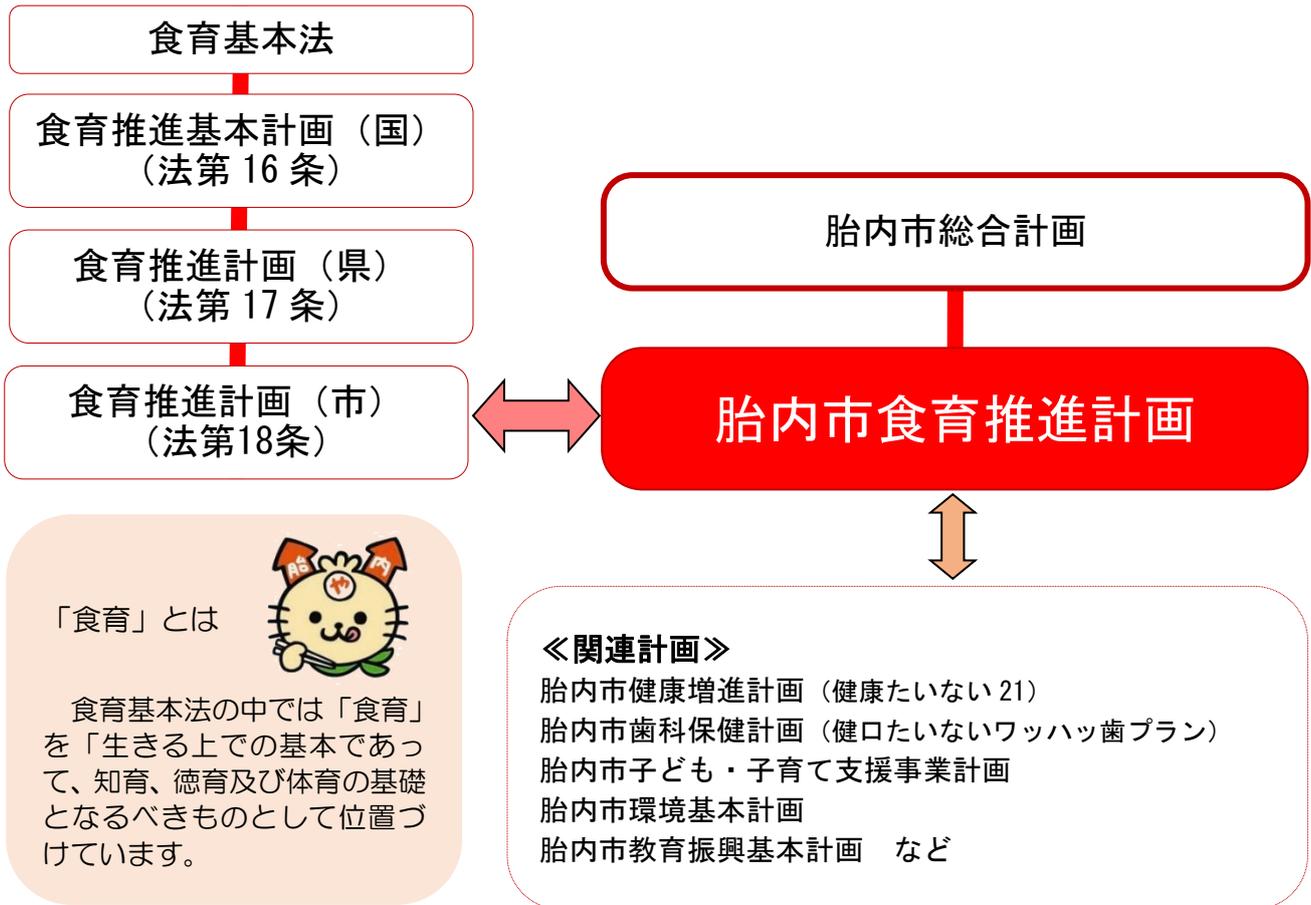
- 1 健康につながる食生活の確立
- 2 地産地消の推進
- 3 食文化の伝承・発展
- 4 食を取り巻く環境問題への取組
- 5 人づくり、市の活性化



3 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第18条に基づく市町村食育推進計画として位置づけ、胎内市として今後の食育推進の方向性を定め、国、県と協力しながら、関連施策を総合的、計画的に推進するための計画とします。

なお、本計画は、胎内市総合計画を上位計画とし、その他の関連する計画と整合性を図りながら実施するものとします。



4 計画の期間

本計画の推進期間は、令和4年度から令和8年度の5年間とし、毎年度の進行管理を行うとともに、必要に応じて見直しを行います。

なお、計画の遂行に伴う具体的な施策等の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の発生状況や国・県の動向により、変更となる場合があります。

《参考》これまでの胎内市食育推進計画の実施期間

平成24年度～平成28年度 第1次胎内市食育推進計画

平成29年度～令和3年度 第2次胎内市食育推進計画